## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２９年（再ロ）第２０号**

埼玉県川口市東川口２丁目21番10号リ・ヴラン東川口Ⅱ102号

再生債務者　阿部　里美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月12日まで

平成30年２月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２９年（再ロ）第１号**

香川県高松市香南町西庄65番地10

再生債務者　佐々木文雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月19日まで

平成30年２月19日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２９年（再ロ）第５５号**

大阪市淀川区十八条１丁目８番42―13号

再生債務者　芝崎　友彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月16日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（再ロ）第１３号**

京都市北区紫竹下緑町２番地１　ロイヤル滝川202号

再生債務者　寺村　元喜

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月19日

京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２９年（再ロ）第１０００２号**

茨城県小美玉市小川605番地　雷神官舎１号棟403号

再生債務者　桜澤　太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月16日

水戸地方裁判所

**平成２９年（再ロ）第７号**

川崎市多摩区中野島３丁目８番10―506号

再生債務者　大西　伸一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月16日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（再ロ）第１００００４号**

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2332番地24

再生債務者　五十嵐祐子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月16日

宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２９年（再ロ）第３号**

長野県塩尻市大字広丘野村1468番地５

再生債務者　須崎麻里代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月19日　長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（再ロ）第１２号**

京都市東山区花見小路通古門前上る巽町430番地　市営住宅11棟803号

再生債務者　佐藤　直弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月19日

京都地方裁判所第５民事部再生係

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成30年２月27日　　愛媛県教育委員会

1　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

(1)　中学校教諭一級普通免許状（社会）、昭60中一普第45号、昭和61年３月20日、愛媛県教育委員会、藤澤　一仁、愛媛県

(2)　高等学校教諭二級普通免許状（社会）、昭60高二普第41号、昭和61年３月20日、愛媛県教育委員会、藤澤　一仁、愛媛県

(3)　中学校教諭専修免許状（社会）、平16中専修第28号、平成17年３月24日、愛媛県教育委員会、藤澤　一仁、愛媛県

(4)　高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、平16高専修第123号、平成17年３月24日、愛媛県教育委員会、藤澤　一仁、愛媛県

(5)　高等学校教諭専修免許状（公民）、平16高専修第124号、平成17年３月24日、愛媛県教育委員会、藤澤　一仁、愛媛県

2　失効年月日　平成30年２月17日

3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

## 会社その他の公告

**合併公告**

株式会社左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　東京都において発行される産経新聞

掲載の日付　平成三十年二月二十一日

掲載頁　三十一頁

(乙)　確定した最終事業年度はありません。

平成三十年二月二十七日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

(甲)　株式会社FINANCIAL CONSULTING

代表取締役　坂井　伸司

札幌市中央区南一条西十丁目四

(乙)　株式会社CryptoCurrency Consulting

代表取締役　田口　仁

**合併公告**

株式会社左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十七日

掲載頁　五十四頁（号外第一七八号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二十四日

掲載頁　五十四頁（号外第一八三号）

平成三十年二月二十七日

東京都墨田区太平四丁目一番三号

(甲)　ミライフ株式会社

代表取締役　椎名　忠聡

茨城県笠間市笠間一七五六番地二

(乙)　さくら分スク株式会社

代表取締役　和井田高史

平成三十年二月二十七日

札幌市中央区南二条西四丁目七番地一フェリーアークエア

(甲)　株式会社正栄プロジェクト

代表取締役　美山　正広

札幌市中央区南二条西四丁目七番地一フェリーアークエア

(乙)　株式会社正栄トラスト

代表取締役　美山　正広

**合併公告**

株式会社左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　東京都において発行される産経新聞

掲載の日付　平成三十年二月二十一日

掲載頁　三十一頁

(乙)　確定した最終事業年度はありません。

平成三十年二月二十七日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

(甲)　株式会社FINANCIAL CONSULTING

代表取締役　坂井　伸司

札幌市中央区南一条西十丁目四

(乙)　株式会社CryptoCurrency Consulting

代表取締役　田口　仁

**合併公告**

株式会社左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十七日

掲載頁　五十四頁（号外第一七八号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月二十四日

掲載頁　五十四頁（号外第一八三号）

平成三十年二月二十七日

東京都墨田区太平四丁目一番三号

(甲)　ミライフ株式会社

代表取締役　椎名　忠聡

茨城県笠間市笠間一七五六番地二

(乙)　さくら分スク株式会社

代表取締役　和井田高史

(甲)　http://www.denshi-kohkoku.com/shouei_project/

(乙)　http://www.denshi-kohkoku.com/shouei_trust/